

2005年2月3日付

コンクリート工業新聞

THE CONCRETE KOGYO SHIMBUN

日本初、生コン瑕疵保証保険 ひび割れなど補償

4月発足

日本初の「生コンクリート瑕疵保証保険制度」が実用化する。コンクリートの強度不足やアルカリ骨材反応など生コンの品質欠陥による構造物の損害を補償する。加

入対象は全国の生コン協同組合で、「生コン共済会」として四月一日制度発足する予定。制度発足サポート会社である淺沼建物（大阪市）はこのほど加入募集を開始、三月二十二日まで受け付ける。

瑕疵保証の対象の生産物は、JISA5308（生コンJIS）やISO9001、マル適マークの取得など一定の要件を満たした加入者（協組員）が製造納入したレディーミックスコンクリート（JISA5308）と高強度コンクリート。損害保証の範囲は、例えば加水やアルカリ骨材反応などによる構造物のひび割れ、コンクリートの強度不足による構造物の倒壊、生コンの誤配送が原因の構造物の倒壊など幅広い。

保証限度額は年間で一事故当たり五千万円、一協組当たり九千万円で、共済会全体では五億円。

保証期間は荷卸後三年間だが、損害発生時に共済会に加入していることが条件。また、損害事故発生時の生コンの瑕疵の有無については日本建築総合試験所と民間鑑定人事務所が原因を調べる。一調査当たり百五十万円（自己負担額五十万円）が保険から支払われる。既にいくつかの生コン協組から加入要望が寄せられているという。

同制度発足に必要な最低の生コン合計数量を二

千万㎡と設定、この場合の掛け金は㎡当たり九円となる。合計数量が増えれば増えるほど掛け金も安くなる仕組み。

同制度に関する問合せ先は制度発足サポート会社（電話06・676611、2159、FAX06・676636315）まで。